

33 東京法学院学則改正（明治三十六年二月）

（欄外注記1）
明治卅六年二月六日受
第三課主任属渋谷元郎（印）

知事 内務部長 第三課長（岡印）（後藤印）

（欄外注記2）
認可書受付

一 私立東京法学院学則改正認可書二月四日付右第四式經由印ニ
テ神田区長へ送付スルモノトス

（欄外注記1）

「収受三甲二二七号」「判決二月六日」「施行二月六日」

（欄外注記2）

「完結」「三十六年二月二十五日」

（欄外注記1）
明治卅六年一月廿二日受
第三課主任属渋谷元郎（印）

知事（千家印） 内務部長（床次印） 第三課長（岡印）（後藤印）

（朱書）
〔三甲二二七ノ二〕

学則改正願進達

私立東京法学院ヨリ学則中改正ノ件願出候ニ付書面及進達候也

年 月 日
府知事

文部大臣宛

（印）

参照 特別生定員五百人ヲ千人トナスニ在リ

進 達 願

別紙文部大臣宛学則改正認可願御進達被成下度此段奉願候也

明治三十六年一月廿二日

私立東京法学院

設立者 菊池武夫^印

東京府知事男爵 千家尊福殿

(欄外注記1)

「収受三甲三二七号」「判決一月二十二日」「施行一月二十二日」

〔明治三十六年 文書類纂 第一種 学事

私立各種学校 第一 625 D5 3〕